

伊勢市・（公社）伊勢市観光協会 共同事業

# オンラインツアー等造成促進事業 助成交付と支援実施にかかる要項

令和3年5月

(通則)

第1条 オンラインツアー等造成促進事業に関する助成（以下「助成」という。）の交付と支援（以下「支援」という。）の実施については、伊勢市補助金等交付規則（平成17年伊勢市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、伊勢市と（公社）伊勢市観光協会（以下「観光協会」という。）の共同事業として、伊勢市内の観光事業者が、新たな生活様式に対応した業態へと事業基盤を強化する一手段として、オンラインツアーやオンラインイベント等を造成・催行するための人的、物的資源の整備を支援し、その取組を通じて、観光事業者のオンラインビジネスの力を向上させることを目的とする。

実施内容として、市内観光事業者が効果的なオンラインツアー等の造成・催行を促進するために、機材の準備や講座等にかかる経費と、オンラインツアーの企画・実施にかかる費用を助成・支援する。

文化・歴史・食・バリアフリー等、伊勢の魅力・特色を幅広く発信できるコンテンツを造成し、参加者へ事前送付するみやげ物などの伊勢を体感する商材に地元産のものを積極的に取り入れるなど、地場製品のPRや消費拡大につながる取組を目指すものとします。

また、観光協会ECサイトへの誘導などにより、ツアー中や終了後の消費促進を行う。

(定義)

第3条 下記<表1>のとおり。

<表1>

| 用語                  | 定義   |
|---------------------|--|
| 本事業                 | オンラインツアー等造成促進事業。   |
| 市内事業者<br>(第一次募集事業者) | 伊勢市内において飲食店・食品加工販売業・文化施設等を営む観光業界に関係する事業者・団体。                               |
| 実施事業者<br>(第二次募集事業者) | 伊勢市内において主に観光業界に携わる事業者。<br>第一次募集に応募し、講座を修了し、本事業の趣旨に賛同し、オンラインツアーを企画運営できる事業者。 |

| 用語                   | 定義   |
|----------------------|--|
| オンラインツアー             | インターネットを利用して観光地の映像等をリアルタイムで有料動画配信し、旅行の疑似体験等を販売し売上とする行為。                  |
| リアルツアー               | 実際に運行するツアー。  |
| プラットフォーム             | WEB 上でのオンラインツアーの販売・配信基盤。   |
| オンラインツアー事業者<br>(OTA) | オンラインツアーのプラットフォームを有する事業者。  |
| 運営                   | 事業者募集、オンラインツアーの企画、撮影、実施、報告、その他付随業務を行うこと。                                 |
| 企画                   | 本事業におけるツアー内容、時間調整、シナリオ作成等、実施するツアーの構成。<br>各事業者との業務管理、その他付随業務を行うこと。        |
| 商材                   | 市内事業者が提供する商品・サービス。商品では食品・お土産・雑貨等、サービスでは観光体験(バリアフリー観光含む)、飲食サービス、文化施設等を指す。 |
| 配信                   | プラットフォーム上でオンラインツアーを催行すること。   |

(助成交付と支援実施の対象となる実施事業者)

第4条 以下の要件を全て満たす事業者とする。

- ・市内で主要な業務を行う事業者。
- ・令和2年4月1日以前から、市内で事業を実施していること。
- ・本事業において初めてオンラインツアーを造成する事業者であること。
- ・第一次募集に応募し講座を修了し、本事業の趣旨に賛同し、オンラインツアーを企画運営できること。
- ・本事業に関連し、伊勢に関する下記のいずれかの商材・サービスを提供できること。  
『文化・歴史』、『観光スポット』、『伊勢人との交流』、『学習・研修』、『お土産・市内の農産品等』、『バリアフリー観光』、『旅館・民宿』、『伊勢の魅力的な飲食』
- ・本事業に係るオンラインツアー造成に積極的に協力できる体制が構築できること。
- ・本事業後もオンラインツアー事業を継続する意思のあること。
- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員等が、伊勢市暴力団排除条例第8条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実

上参画していないこと。

- ・特定の宗教・政治団体の活動・支援を目的とした営業や、公序良俗に反する業務を行っていないこと。

(助成と支援にかかる内容と基準)

第5条 本事業において助成交付と支援実施の対象となる実施事業（以下「実施事業」とする。）に関する内容と基準については＜別表1 助成・支援一覧＞＜別表3 助成対象経費一覧＞のとおり。

(助成の交付と支援実施にかかる申請)

第6条 実施事業者は、助成金の交付と支援を受けようとするときは、観光協会が定める期日までに、別記第1号様式による申込み書・誓約書に必要な書類を添えて、観光協会事務局に提出しなければならない。

(助成交付と支援実施にかかる選考と決定)

第7条 観光協会は、前条の申込み書・誓約書の提出を受けたときは、選考を行いその内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付と支援実施の決定を行い、別記第2号様式による実施事業決定通知書により実施事業者に通知するものとする。

2 選考にあたっては、別記第3号様式による選考に関する書類を提出しなければならない。選考基準等に関しては＜別表2 選考基準等＞のとおり。

(助成交付と支援実施の対象事業遅延等の報告)

第8条 実施事業者は、実施事業を対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第4号様式による実施事業遅延等報告書を観光協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成交付と支援実施の対象事業の内容変更等)

第9条 実施事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第5号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて観光協会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし下記（1）における軽微な変更についてはこの限りで

ない。

- (1) 実施事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 実施事業を中止又は廃止しようとするとき。

#### (状況報告)

第10条 観光協会は、事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて実施事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

#### (実績報告)

第11条 実施事業者は、助成金の交付と支援の決定に係る対象期間が終了した後、令和4年1月31日までに、必要な書類を添えて、速やかに別記第6号様式による実績報告書等を観光協会に提出しなければならない。

#### (助成の額の確定)

第12条 観光協会は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施事業の成果が助成金の交付と支援の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第7号様式により実施事業者に通知するものとする。

#### (助成金の請求及び支払)

第13条 観光協会は、第12条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 実施事業者は、前項の規定により助成金の支払と支援を受けようとするときは、別記第8号様式による助成金請求書を観光協会に提出しなければならない。

#### (助成金交付と支援実施の決定の取消し)

第14条 観光協会は、実施事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金交付と支援実施の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、実施事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付と支援を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。

(3) 決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。

(4) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。

(5) 助成金の交付と支援の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は決定に基づく条件に違反したとき。

(6) その他、観光協会が実施事業として不適切と判断したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により交付すべき助成金の額と支援実施の確定があった後においても適用があるものとする。

3 観光協会は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を実施事業者へ通知するものとする。

#### (重複受給の禁止)

第15条 実施事業者は、同一事業について複数の補助金を受給することはできない。ただし、国、都道府県、区市町村の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。

#### (助成金の返還)

第16条 観光協会は、第14条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、実施事業の当該取消しに係る部分に関し、既に実施事業者へ助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### (助成金の経理等)

第17条 実施事業者は、実施事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を実施事業が完了した日又は助成金の交付と支援実施の決定に係る助成対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

#### (取得財産等の管理)

第18条 実施事業者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、実施事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、この要綱の目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

2 実施事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

3 実施事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものは、これを助成対象として認めない。

(実施事業の公表と成果の発表)

第19条 観光協会は、必要があると認めるときは、実施事業者の名称、実施事業の成果等を公表し、また実施事業者に発表させることができるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

第20条 実施事業者は、本事業の完了した日又は助成金の交付と支援実施の決定に係る対象期間が終了した日が属する会計年度の終了後5年間において、観光協会による、実施事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は実施事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(非常災害の場合の措置)

第21条 非常災害等による被害を受け、実施事業の遂行が困難となった場合の実施事業者の措置については、観光協会が指示するところによる。

(その他)

第22条 助成交付と支援実施に関するその他必要な事項は、観光協会が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。